

都市計画・地域計画

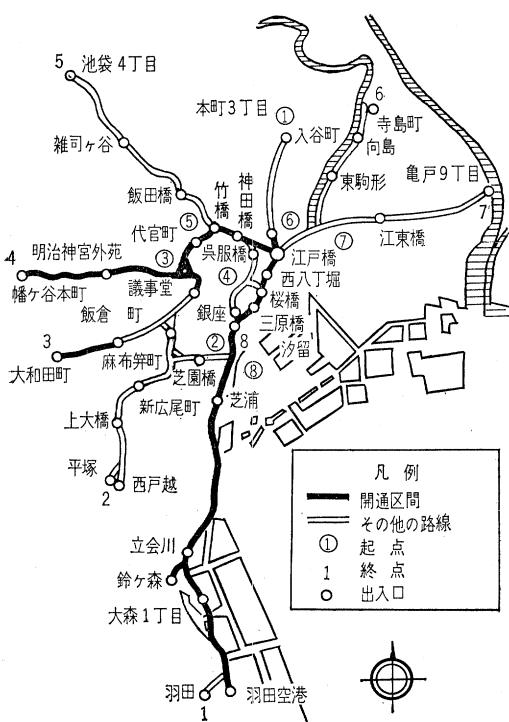
1. まえがき

(1) 都市計画・地域計画の展望

1964年における都市計画・地域計画の流れを展望するとき、まさに一つの転機に立っているといえよう。大都市にみられるダイナミックな都市の変容、交通施設や、水道施設にみられる都市施設・環境施設の貧困さ、都市公害、地価騰貴、住宅および宅地難、土地利用の混亂等々、都市計画・地域計画に関連する問題がほとんど連日世論をぎわし、問題の切実さはわれわれが身をもって体験している事実である。また、本年完工した東海道新幹線、名神高速道路に代表される交通革命や、技術革新の波は、都市や地域のもつエネルギーを基盤として将来の都市形態にたえまい変化を与えるであろう。

このような時点にたつとき、今日ほど政府当局、あるいはわれわれは全体的な視野と長期的な展望にたって緊

図-1 首都高速道路公団の建設現況



急、かつ、適切に問題に対する措置と解決が要求されている時はないといってよいであろう。

(2) 国土建設の基本構想

所得倍増計画にもとづく経済の高度成長の結果、社会资本の立ちおくれは、ますます拡大されてきている。本年当初にみられた東京の通勤交通の混乱や、夏の水きみんなどの都市施設の貧困、土地利用の混乱、新産都市における公害問題などに代表される都市問題は将来の国土のあり方について、緊急、かつ抜本的に再検討すべき時点にあることを示している。また一方、昨年からの新産業都市の指定の動きや、近畿圏整備法、および関連法の成立は、これらを全国的な視野にたった将来の国のビジョンと結びつける必要を生ぜしめ、全国総合開発計画の基本的考え方にもとづき、かつ、これを具体化した計画として長期的、全国的な観点から國のあるべき姿と、これを規定する根幹施設の整備の総合的な構想をたてることが非常に切実な問題とされるに至った。

これらの観点から、建設省は昨年11月に「国土建設の基本構想」をたて、実際の施策としては各事業の長期計画によって具体化してゆくこととしている。すなわち本年度予算によりこまれた改訂道路整備5カ年計画、下水道5カ年計画、住宅7カ年計画などは、これを基礎として立案されている。この構想の内容としては、20年後に今西欧の水準に達することを目指し、生活環境の整備、産業基盤の育成、中枢都市の整備、災害のない国土の建設を基本目標として各ブロックごとの20年後のビジョンと方向を示している。

2. 大都市問題

(1) 首都圏計画

東京および東京周辺地域における人口と産業の集中化の傾向は依然おとろえをみせず、首都および半径約50kmの隣接地域での人口増加は、年々250万人を越えている。国全体の人口増加の6割にも相当する人口がこの地域に集中し、しかも、この傾向は近年いっそういちじるしい。このような人口増加は地価のはなはだしい騰貴から、主として首都の周辺地域で起こり、計画的な規制はほとんど無視し十分な都市施設の整備をもたらす無秩序な広域スプロールの形態をもって拡大し、それが東京の都市機能をまさに崩壊寸前にまで追いこんでしまっている。

首都圏整備委員会を中心として、政府は茨城県筑波地区に研究・学園都市を日本住宅公団に開発せしめる計画をはじめとして、市街地開発区域の指定などの首都圏整備計画を樹立し、これにしたがって首都圏問題に対処しようとしてきた。首都圏整備委員会は本年度、青梅・羽村、小山・間々田、川越・狭山、土浦・阿見、古河・総

和の市街地開発区域 5 地区の整備計画を樹立し、この 5 地区を最後に市街地開発区域 15 地区の整備計画がすべて出そろったわけである。また、重要連絡幹線道路整備計画では、新しく整備路線として東北自動車道、関越自動車道、東京・水戸道路、東京外環状線などを追加している。一方、從来既成市街地のうち東京都の区域に限られていた工業等制限区域を拡大し、横浜市、川崎市、川口市の区域についても制限区域の指定ができるよう、「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」を改正せしめている。

しかし、これらの從来の対策では、すでに首都圏がかえもつ問題を一挙に解決することは全く不可能な事態になってきており、首都圏整備計画は一つの転機に立っているといえよう。たとえば、現在の規模（将来想定人口 30～40 万人）での市街地開発区域の整備では効果は少ないと、さらに東京の人口吸引力にうちかつことができず、開発区域からでさえ大量の人口が流出している現状によって示されている。

首都圏整備委員会では市街地開発区域方式を西相連合都市などの都市連合方式に切りかえる方針といわれ、また、新しい強力な手法として「首都圏新市街地開発法案」を立案した。この法案に盛られている新しい特色は、開発予定区域内の土地所有者は国の開発事業に土地を投資し、国は開発事業費を投資して共同で開発するという考えにもとづいており、土地提供者はその利益として国が造成した宅地を一定の割合で還元を受け、地主はこの造成宅地を自由に売却して利益をあげることができるというものである。この点で、首都圏における新市街地の開発の一手法として画期的なものといえよう。

(2) 新首都構想

首都圏対策の一環として、ここ数年幾多の論議を生みだしている新首都構想の建設省案が 6 月に発表されている。これによると、立法、司法、行政に関する國の中央機関のすべてを移転する計画であり、建設期間第 1 期 6 年、第 2 期 20 年、総事業費約 1 兆 3 000 億円、開発面積 4 300 ha、計画人口 50 万人というものである。

(3) 宅地問題

現在すべての都市にみられる混乱した土地利用、無計画な開発に対処するためには、宅地造成事業の規制と促進、地価の安定と土地の合理的利用をはからねばならない。この意味で、宅地制度審議会が 2 月に「住宅地造成事業の規制と促進」について答申し、3 月に「市街地の開発整備の方策」について答申している。

前者は住宅地造成規制区域内の宅地造成を許可制とし、道路、排水施設を完備せしめるなど、健全な民間宅地の造成をはかるものであり、「住宅地造成事業法」として成立した。後者は、都市地域を市街化区域と、市街

化調整区域とに分け、市街化区域では都市施設を整備し、農地転用を自由にする一方、市街化調整区域では宅地造成に制限を加えるという、市街地の開発に計画的な方向を与えるというものである。

この答申を終りとして宅地制度審議会は、存続期間を終り、これに代るべきものとして建設大臣の諮問機関として、宅地審議会が 6 月に発足した。宅地審議会がまず取り組む問題としては、全國の土地利用計画の確立と、宅地制度審議会が示した方策の具体策をとりまとめることがされている。このほか、空閑地税の創設、都市計画法、建ぺい率、宅地の取引方法等を順次検討審議していくこととなっている。

住宅公団は、戦後の都市建設の政府施策の一翼をなっており、年々その事業量を拡大しつつあるが、その住宅建設、宅地造成も土地取得の困難さから開発地は遠隔化し、単なるベットタウンの建設だけでは公団が現在の交通難をもたらした一因となっているという非難が示すとおり、大都市問題を解決する方向に向かっているとは一概にいいがたい事態となってきている。しかも地元市町村は、地元負担を増すとして、公団の建設事業を歓迎しない風潮さえ示してきている。一方大都市の市街地改造もゲタバキ方式では土地所有権の零細さと複雑さとが容易に実現をはばかんでいる。

表—1 昭和 39 年度公庫、公団宅地造成計画
(単位 1 000 坪)

区分		昭和39年度	昭和38年度	比較増減△
公 庫	取 得	4 000	3 000	1 000
	造 成	3 154	2 350	804
	住 宅 用 地	13 250	8 250	5 000
		新規事業		
		4 000	5 000	△1 000
		計	17 250	13 250
				4 000
	工 業 用 地	3 900	3 400	500
		新規事業		
		1 000	1 000	—
		計	4 900	4 400
	研究学園都市	(11 700)	—	(11 700)
	計	22 150	17 650	4 500

() 内は債務負担わくの面積

このようなことから、公団の大都市問題に対処する姿勢を明確化し、いわば「新都市建設公団」といった総合的な機能をもった機関に脱皮することが要求されてきており、公団も一つの転機に立っているといえよう。

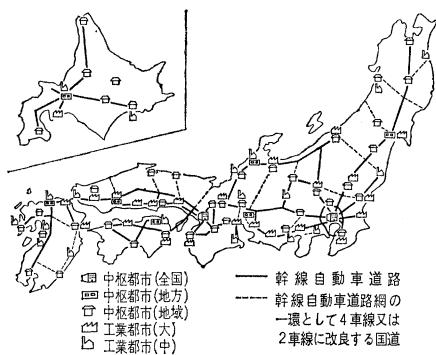
(4) 都市交通問題

道路整備 5 カ年計画が根本的に改訂され、昭和 39 年度を初年度とする総投資規模 4 兆 1 000 億円の新道路整備 5 カ年計画が 1 月に正式に決定され、これにもとづいて道路整備が着実に進められている。

首都高速道路について述べるならば、オリンピック開連路線（1 号線、4 号線の大部分、2 号線、3 号線の一部、延長約 31 km）がすでに供用を開始している。漁業補償、工事上の制約、インターチェンジの処理、都市

景観の保存の問題等々、数多くの困難を克服してオリンピックにそなえた努力は敬服せねばならないが、この延長 31 km に投下された建設費は、約 735 億という数字で示されるばく大な建設コストの問題や、現在伸びているといわれる副都心相互の交通や、副都心と郊外とを結ぶ交通をどう対処してゆくかなど今後に幾多の問題をもっている。

図-2 國土建設の基本構想略図
(主要拠点都市および幹線自動車道路網)



また、阪神高速道路では西横堀の川筋に建設された大阪 1 号線の一部区間が 1 年 8 カ月という短期間の工期で完成し、6 月に供用開始となった。

さる 36 年春から建設に着手し、地下鉄工事とともに東京中をほじくり返したオリンピック道路が完成したわけであるが、かかる未曽有の大工事によって東京都民が得た道路率は、わずか 0.3% 増えて 10.6% になっただけだという。のことからしても、3 月に交通基本問題調査会が「わが国の陸上交通に関する総合施策」で答申を行なっているうちで、大都市交通対策で示されているようにわが国が当面する交通構造の激しい変容に対処する原則的方向として、総合的土地利用計画に適応した統一的な施策をたて、道路網計画は大都市の整備計画、都市改造計画、住宅地計画と緊密な関連性をもって計画されべきであり、また、都市機能を輸送に対処して分散するといった方策が早急に必要とされよう。

3. 地方都市の開発

(1) 新産業都市

昨年内定した 13 の新産業都市が本年 1 月から 4 月にかけて正式に指定され、各地区の指定区域と建設基本方針が決定された。政府が各地区に示した建設基本方針によると、13 地区の 55 年総人口は 1300 万人、同年の全国推定人口の 11.8%，45 年の総工業出荷額は 4 兆 6000 億円ないし 5 兆 5000 億円で所得倍増計画による同年の全国工業出荷額 43 兆円の 10.7~11.7% を占めている。これが実現できれば首都圏、近畿圏への人口集

中はかなり緩和され、地域格差の是正に寄与するものと期待されるが、一方 3 兆円近く必要とされる巨額の公共投資、用地取得の困難さ、公害問題などの住宅の福祉の問題をいかに解決してゆくかが今後に課せられている問題といえよう。

(2) その他の

昭和 29 年に土地区画整理法が制定公布されてより今年は 10 周年に当り、記念するいくつかの行事が行なわれた。この 10 年間、区画整理法はわが国の都市計画の中心的役割を果たし、戦後の都市の再建に大いに寄与してきた実績は特筆してよい。現在では土地区画整理の適用範囲は、目的や規模、適用範囲においてきわめて広範にわたっており、多彩な事業となってきている。すなわち街路事業、公園整備事業など、他の都市計画事業や、河川改修、鉄道、高速道路の新設などの事業とあわせ行なうことにより、それらの事業を援助し、総合的、効率的な都市建設を行なう手法となっており、いわゆる都市改造事業としては昭和 31 年度以降、すでに約 190 地区、約 3600 万坪の事業が全国で進められている。

しかし、一方、土地区画整理の現代の都市問題に対応した反省や、再検討がなさるべき問題が多くある。すなわち、宅地の細分化と将来の土地利用のあり方との矛盾、施行期間の長期性の問題、新開発区域整理における市街化の問題などである。

表-2 過去 10 年間の土地区画整理事業に対する國の補助および融資 (単位：億円)

年 度	都市改造	宅地造成起債	組合貸付	住宅公團 宅地開発
30	—	—	—	—
31	—	—	—	8
32	—	—	—	13.3
33	74 (37)	—	—	28.15
34	71 (35)	4	—	20.65
35	66 (33)	6	—	23.35
36	83 (41)	15	—	39.45
37	88 (44)	20	—	59.40
38	125 (62)	25	6 (3)	91.20
39	120 (80)	30	8 (4)	163.60
計	627 (332)	102	14 (7)	541.10

() は国費分を示す。

4. 海外との技術交流

(1) 国際会議

a) 国際住宅都市計画連合第 27 回国際会議 昭和 39 年 6 月 21 日より 28 日にかけてイスラエルにおいて開催され、日本より代表団が参加した。議題は「人口急増地域における住宅政策」と「人口の再配分と新都市建設に対する国家的計画」であった。なお、次回 28 回会議は日本において開催されることを要請している。

b) 国連の住宅・建設・計画委員会第 2 回会議 昭和 39 年 1 月 22 日より 2 月 4 日までニューヨークの国

連本部において開催された。

c) アジア大都市圏開発セミナー 昭和39年6月
8日より14日にかけて、東京都、日本都市学会、アジア地域行政機構(EROPA)、国際自治体連合(IULA)が主催となり、東京において開催された。

(2) 技術援助

コロンボ計画などによる都市計画および住宅問題集団研修が、わが国海外技術援助の一環として、低開発諸国の研修生の集団研修を海外技術協力事業団によって昭和38年9月より39年3月までの間実施された。

第11回海岸工学講演会講演集頒布

第11回海岸工学講演会は去る11月25、26日の両日大分市において開催し、発表論文も42の多きを数えました。本講演集にはこれら42編の論文を掲載したものであり、今回は従来の6ページの制限ページを廃止したためすべての論文がそれぞれ質・量ともに充実し、ページ数も280ページという非常に厚い本となっております。ご希望の方は直接学会へお申込み下さい。

体裁:B5判 280ページ 図・表・多数

定価:1500円(税100円)

情報センター抄録者募集

日本科学技術情報センターは科学技術文献速報を発行しており、そのための抄録協力者を募集中である。詳細については下記へ連絡されたい。

記

専門分野:土木一般

言語:英、独、仏、露、その他

連絡先:東京都千代田区一番町15 日本科学技術情報センター情報部土木建築部門 電(261)5135(代)

型わく支保工の設計と施工

東大教授丸安隆和他著 B5判 250頁 定価 1300円

コンクリート構造物の量、質両面における発展に対応して、支保工の施工も急激に変化してきた。パイプサポート、わく組支柱などの鋼製支柱がわが国で本格的に実用に供せられるようになったのは昭和31年頃であり、鋼製支保ばかりはそれよりもおくれて昭和35年頃である。これら鋼製支保工材の発達は現場技術者に支保工に関する新しい知識を要求するようになり、また型わく支保工がコンクリート構造物の施工の上で重要な地位を占めてきている。本書はそれら支保工を現場向に多数の図を入れて詳述した。

軟弱地盤上の盛土の調査・設計・計算法

池田俊雄・高木秀夫著 B6判 110頁 予価 250円

国鉄新幹線の建設にあたり、その通過地域には多くの軟弱地盤区間が多くあり、その全長70kmにおよんでいる。これら多數の箇所の調査や、軟弱地盤上の盛土の設計・計算・施工管理を行なうにあたり、現場機関で実施するための統一した調査・計算・管理方法が必要とされたので、原案をつくりプリントとして現場機関に配布したものである。本書は理論的よりも実際現場向に書かれた。

技報堂

東京都港区赤坂溜池5 振替口座 東京10番